

# 特別養護老人ホームやすらぎ園 料金表 (令和3年10月1日～)

★**保険適用利用料** ※法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

①**施設利用料** ユニット型個室

要介護区分	①利用料	②日常生活継続支援加算(Ⅱ)	③看護体制加算(Ⅰ)	④看護体制加算(Ⅱ)	⑤夜勤職員配置加算(Ⅳ)	⑥個別機能訓練加算(Ⅰ)	1日あたり利用料(①～⑥合計)		
							1割	2割	3割
要介護1	652	46	4	8	21	12	743	1,486	2,229
要介護2	720	46	4	8	21	12	811	1,622	2,433
要介護3	793	46	4	8	21	12	884	1,768	2,652
要介護4	862	46	4	8	21	12	953	1,906	2,859
要介護5	929	46	4	8	21	12	1,020	2,040	3,060

②**加算**

- 個別機能訓練加算(Ⅱ) 1月につき1割¥20、2割¥40、3割¥60 個別機能訓練加算Ⅰを算定している場合にあって、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。
- ADL維持等加算(Ⅰ・Ⅱのいずれか)
  - (1)ADL維持等加算(Ⅰ) 1月につき1割¥30、2割¥60、3割¥90 評価対象利用期間が6月を超える者において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。評価対象者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。
  - (2)ADL維持等加算(Ⅱ) 1月につき1割¥60、2割¥120、3割¥180 ADL維持等加算(Ⅰ)の要件を満たし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上である場合。
- 外泊時費用 1日につき1割¥246、2割¥492、3割¥738 病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合(月6日が限度)。
- 初期加算 1日につき1割¥30、2割¥60、3割¥90 入所日から30日以内の期間。30日を超える入院後の再入所も同様。
- 再入所時栄養連携加算 1回限り1割¥200、2割¥400、3割¥600 入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、再入所後の利用管理に関する調整を行った場合。(栄養管理の基準を満たさない場合は算定しない)
- 経口移行加算 1日につき1割¥28、2割¥56、3割¥84 医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成し、計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合。
- 経口維持加算
  - (1)経口維持加算(Ⅰ) 1月につき1割¥400、2割¥800、3割¥1,200 現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合。
  - (2)経口維持加算(Ⅱ) 1月につき1割¥100、2割¥200、3割¥300 経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(人員、設備及び運営に関する基準に規定する医師を除く)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。
- 口腔衛生管理加算Ⅱ 1月につき1割¥110、2割¥220、3割¥330 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者ごとの口腔衛生の管理を行い、介護職員に対し技術的助言及び指導、また相談等に対応した場合。計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- 療養食加算 1回につき1割¥6、2割¥12、3割¥18 医師の食事せんに基づく療養食を提供した場合。(1日3回を限度)
- 看取り介護加算(Ⅰ) 医師が医学的見解に基づき回復の見込みがないと診断し、利用者又は家族の同意を得て作成された看取り介護に係る計画に基づいた介護を行うことの同意を得た場合。
  - ①死亡日以前31日以上45日以下 1日につき1割¥72、2割¥144、3割¥216
  - ②死亡日以前4日以上30日以下 1日につき1割¥144、2割¥288、3割¥432
  - ③死亡日の前日および前々日 1日につき1割¥680、2割¥1,360、3割¥2,040
  - ④死亡日 1日につき1割¥1,280、2割¥2,560、3割¥3,840
- 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ・Ⅱのいずれか)
  - (1)褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 1月につき1割¥3、2割¥6、3割¥9 入所者ごとに褥瘡管理を行いその評価等を厚生労働省に提出し、情報等を活用している場合。医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種が共同して、褥瘡ケア計画を作成少なくとも3月に1回、計画を見直している場合。
  - (2)褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 1月につき1割¥13、2割¥26、3割¥39 施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のない場合。
- 排せつ支援加算(Ⅰ・Ⅱのいずれか)
  - (1)排せつ支援加算(Ⅰ) 1月につき1割¥10、2割¥20、3割¥30 排泄に介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減若しくは悪化の防止が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、情報等を活用している場合。医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して原因を分析し、それに基づいた計画を作成および支援を継続して実施した場合。
  - (2)排せつ支援加算(Ⅱ) 1月につき1割¥15、2割¥30、3割¥45
- 排せつ支援加算(Ⅰ)の要件を満たし、適切な対応を行うことにより、入所時等と比較して、排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない又はおむつ使用ありからなしに改善している場合。
- 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 1月につき1割¥50、2割¥100、3割¥150 入所者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症、疾病の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報等を厚生労働省に提出し、必要に応じサービス計画を見直すなど、情報を活用している場合。
- 安全対策体制加算 入所時に1回限り 1割¥20、2割¥40、3割¥60 外部研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき 1割 + 所定単位×83/1000、2割 + 所定単位×83/1000×2、3割 + 所定単位×83/1000×3
- 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき 1割 + 所定単位×27/1000、2割 + 所定単位×27/1000×2、3割 + 所定単位×27/1000×3

注 上記の加算については、職員配置の状況等により変動することがありますのでご了承ください。

★**保険外利用料**

※**概算利用料(1割負担の場合)**

処遇改善及び個別加算は含まれていませんので、実際とは異なります。

段階	居住費	食費
第1段階 ・市町村民税世帯非課税者の老齢福祉年金受給者 ・生活保護者 ・境界層該当者	¥820	¥300
第2段階 ・市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者 ・境界層該当者	¥820	¥390
第3段階① ・市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の者 ・境界層該当者 ・市町村民税課税における特例減額措置の適用がある者	¥1,310	¥650
第3段階② ・市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の者 ・境界層該当者 ・市町村民税課税における特例減額措置の適用がある者	¥1,310	¥1,360
第4段階(基準額) 上記のいずれにも該当しない方	¥2,006	¥1,445

段階	介護度	施設費	居住費	食費	日常管理費	日数	概算利用料(30日として)
1	3	884	+ 820	+ 300	+ 100 × 30	30	63,120 円
	4	953	+ 820	+ 300	+ 100 × 30	30	65,190 円
	5	1,020	+ 820	+ 300	+ 100 × 30	30	67,200 円
2	3	884	+ 820	+ 390	+ 100 × 30	30	65,820 円
	4	953	+ 820	+ 390	+ 100 × 30	30	67,890 円
	5	1,020	+ 820	+ 390	+ 100 × 30	30	69,900 円
3①	3	884	+ 1,310	+ 650	+ 100 × 30	30	88,320 円
	4	953	+ 1,310	+ 650	+ 100 × 30	30	90,390 円
	5	1,020	+ 1,310	+ 650	+ 100 × 30	30	92,400 円
3②	3	884	+ 1,310	+ 1,360	+ 100 × 30	30	109,620 円
	4	953	+ 1,310	+ 1,360	+ 100 × 30	30	111,690 円
	5	1,020	+ 1,310	+ 1,360	+ 100 × 30	30	113,700 円
4	3	884	+ 2,006	+ 1,445	+ 100 × 30	30	133,050 円
	4	953	+ 2,006	+ 1,445	+ 100 × 30	30	135,120 円
	5	1,020	+ 2,006	+ 1,445	+ 100 × 30	30	137,130 円

- 食費と居住費は各段階に応じて上記の料金(日額費用)を負担していただきます。上記の所得段階は負担限度額の認定を受けての利用料となります。毎年所得を見直すための更新申請を行うため、段階が変更になる場合もありますのでご了承ください。
- 入院・外泊時においてお部屋を確保している場合、居住費を徴収させていただきます。ただし、外泊時費用算定時は通常の負担限度額を、それ以外の期間は所得段階に関わらず基準額の負担となります。
- 入院・外泊時は、洗濯委託業者支払い分1日100円を徴収させていただきます。

★**その他の利用料**

・ <b>日常管理費</b> (日常生活費用立替支払等代行業務) 1日あたり	<b>¥100</b>
----------------------------------------	-------------